

# 広島県温暖化対策活動促進補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用し、市町・団体等における新たな温暖化対策に資する取組で、温室効果ガスの削減効果が認められる活動の促進を図るため、団体等が計画的に行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の対象となる事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 広範な県民の参加を得て行われる温暖化対策に関する普及啓発事業
- (2) (1)に掲げる調査研究事業

## (補助事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町又は次のいずれかに該当する民間の団体とする。ただし、個人の活動は除くものとする。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む。）又はこれに準ずる非営利法人

(2) 法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

- ア 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
- イ 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
- ウ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

## (補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第1号に掲げる事業にあつては、別表第1に掲げる経費項目ごとに同表に定めるとおりとし、同条第2号に掲げる事業にあつては、別表第1及び別表第2に掲げる経費項目ごとにそれぞれの表に定めるとおりとする。

2 第2条の補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄付金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とするものとする。

## (補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする、ただし交付の額の上限は50万円とし、1,000円未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる期間は、3年以内とする。

## (補助金交付提案書の提出)

第7条 補助事業を実施しようとする者は、様式第1号による補助金交付提案書（以下「交付提案書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に、知事に1部提出するものとする。ただし、知事が別に認める場合は、提出を不要とする。

- (1) 別紙1 (様式第1号)
- (2) 別紙2 (様式第1号)
- (3) 別紙3 (様式第1号)
- (4) 定款又はそれに準ずるもの

(補助金交付提案書の審査, 交付の内定及び通知)

第8条 知事は, 前条の規定による交付提案書が提出されたときは, これを, 別途設置する広島県温暖化防止対策補助金審査会(以下「審査会」という。)へ諮問し, 審査会は審査を行う。

- 2 審査会の審査の結果に基づき, 知事が補助金の交付を内定したときは, その内容を, 交付提案書を提出した者に通知するものとする。
- 3 審査会は, 必要に応じて交付提案書に係る調査を行い, 当該交付提案書を提出した者に説明を求めることができる。

(交付提案書の取下げ)

第9条 交付提案書の提出者は, 前条の規定による通知を受領した場合において, 当該通知に係る補助金の交付の内定の内容に不服があるときは, 知事が定める期日までに交付提案書の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による交付提案書の取下げがあったときは, 当該交付提案に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(交付の申請)

第10条 交付規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第2号のとおりとし, 同項第4号の規定により, 添付しなければならない書類は次のとおりである。

- (1) 別紙1 (様式第2号)
- (2) 別紙2 (様式第2号)
- (3) 別紙3 (様式第2号)

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は, 毎年度毎に, 前項に定める補助金交付申請書及び添付書類を, 知事が定める期日までに知事に1部提出しなければならない。

(交付の条件)

第11条 交付規則第5条第1項の規定により, この補助金の交付の決定には次の条件を付するものとする。

- (1) 交付決定額の20%以上の変更は知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分について, 別表に掲げる経費の費目相互間流用であり, その額のいずれか少ない費目の額の20%を超える変更は知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の目的, 内容を変更する場合は, 知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し, 又は廃止する場合には, 知事の承認を受けること。

- 2 補助事業者は, 前項各号の承認指示を受けようとする場合は, 同項第1号, 第2号並びに第3号の場合においては別紙様式第3号による補助事業変更承認申請書を, 同項第4号の場合においては, 別紙様式第3号による補助事業(中止・廃止)承認申請書を速やかに知事に1部提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第12条 知事は, 第10条の規定による交付申請書の提出があった場合には, 当該交付申請書の内容を審査し, 補助金を交付すべきものと認めるときは, 交付決定を行い, 様式第4号による補助金交付決定通知書を補助対象者に送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(概算払の請求)

第14条 知事は、必要と認める場合には、補助金の全部又は一部について、支払計画額の範囲において、概算払を年に1回することができる。

2 補助事業者は、概算払をもって補助金の全部又は一部の請求をしようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に1部提出するものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、知事が補助事業の実施状況について報告を求めたときは、様式第6号による実施状況報告書を知事に1部提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況の調査をすることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月5日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

(1) 別紙1 広島県温暖化対策活動促進補助金に係る補助事業の成果等報告

(2) 別紙2 補助金収支決算調書

(3) 補助金収支決算調書（明細書）

(4) 支出証拠書類

(5) 事業の参考となる書類

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号による補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）を補助事業者に送付するものとする。

3 補助事業者は、確定通知書を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、様式第5号広島県省エネ活動促進補助金精算払請求書を1部、知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第17条 知事は、第13条第1項の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金等の返還期限)

第18条 交付規則第18条第2項により、補助事業者が知事に補助金等の返還を求められた場合、当該命令のなされた日から20日以内に返還するものとする。

(補助金の経理書類の保管)

第19条 交付規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間とする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(事業の成果の普及等)

第20条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(実施規定)

第21条 この要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現にされている改正前の広島県温暖化対策活動促進補助金交付要綱によりされた広島県温暖化対策活動促進補助金交付申請その他手続は、なお従前の例による。

別表第1（第4条）

経費項目	補助対象経費		備考
謝金・賃金・旅費	謝金	外部の講師に対する事業協力の謝金	・事業協力1回当たりにつき、2万円を限度（上限）とする。
	賃金	団体等構成員以外に対する賃金	・事業協力1回当たりにつき、7,150円を限度（上限）とする。
	旅費	① 外部の講師が事業会場までに要する交通費に相当する経費 ② 団体の構成員が事業に要する交通費に相当する経費 ③ 団体の構成員が外部の講師・指導者等との打ち合わせのために打ち合わせ場所までに要する交通費に相当する経費	・新幹線（60キロメートル以上）の指定席料金（グリーン車を除く。） ・公共交通機関の旅費 ・航空運賃は個別に協議することができる。
事業費	需用費	① 事業で使用する教材費 ② 事業を行うに当たり、必要な物品等購入費 ③ 事業を行うに当たり、必要なチラシ・ポスターの作成に要する経費 ④ 事業を行うに当たり、千円以内の必要な啓発教材費 ⑤ 団体が所有し、継続的に持回り使用する5万円以内の教材費	・啓発教材費のうち、講座で参加者が作成する教材費のみ千円を超えた場合は、個別に協議することができる。 ・団体が所有し、継続的に持回り使用する教材費は個別に必要性を判断する。
	食糧費	① エコクッキングに利用する材料の購入に要する経費	
	役員費	① 事業に関する通信・通話代に要する経費 ② 事業に関する団体構成員、参加者等の損害保険料に要する経費 ③ 事業に関する手数料等に要する経費	
	使賃料	① 会場及び付帯設備の借上げ経費 ② 事業当日に利用する教材及び機材のリース料 ③ バスの借上げ料 ④ 事業（省エネ学習等）に関する施設の入場料 ⑤ 事業会場までの資材等の運搬に要する経費（団体構成員の自家用車等で運搬した場合には有料道路通行料のみ） ⑥ 事業の支払に係る手数料	

別表第2（第4条）

経費項目		補助対象経費	備考
事業費	需用費	① 10万円を超えない原材料費 ・製造の場合・・製造原価 ・購入の場合・・購入価格 ・在庫品の場合・庫出日における社内標準単価に使用量を乗じて得た額	・使用されている原材料費に限る。 （原材料については、受払簿の整備を行い、使用した原材料費が分かるようにすること。）